

振動規制法の特定施設【振動規制法施行令 別表第1】

特定施設		規模要件等
1	金属加工機械	
	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1kW以上
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリートブロック マシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上
	コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上
6	木工加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上
8	ゴム練用又は合成樹脂練用 のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW以上
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のもの

※ 移動式の場合は特定施設から除外されるが、移動しうるものであっても固定されて使用されているものは特定施設に含まれる。